

## 別紙 1

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

#### 【特措法第 24 条第 9 項に基づく新たな協力要請】

##### ○ 東葛地域<sup>※1</sup>の飲食店<sup>※2</sup>の皆さまへ

(令和 2 年 12 月 2 日 (水) から 12 月 22 日 (火) まで)

- ・ 22 時以降の夜間は、飲食店における酒類の提供を控えてください。

※1 「東葛地域」: 市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

これらの地域の人口 10 万人あたりの直近 1 週間の新規感染者数は 13.06 人であり、県内でも特に感染が拡大している状況です。

※2 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者

##### ○ 県内全域の県民の皆さまへ

(令和 2 年 11 月 30 日 (月) から 12 月 22 日 (火) まで)

- ・ 東京都との往来をできるだけ控えてください。特に、飲食を目的とする場合は十分注意してください。
- ・ Go to トラベルの一時停止地域<sup>※3</sup>や、外出自粛要請がされている地域<sup>※4</sup>については、往来はできるだけ控えてください。感染が拡大している地域との往来は、慎重にしてください。特に、飲食を目的とする場合は十分注意してください。
- ・ 東葛地域の飲食店では、22 時以降の夜間の飲酒は控えてください。

※3 札幌市、大阪市 ほか (令和 2 年 11 月 30 日現在)

※4 愛知県、茨城県の一部 (土浦市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、かすみがうら市、阿見町、境町) ほか (令和 2 年 11 月 30 日現在)

問い合わせ先  
健康福祉部健康福祉政策課  
TEL 043-223-2630